

## 支部・地区・都道府県部会における個人情報取扱規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本東洋医学会（以下「本法人」という。）の支部・地区及び都道府県部会における個人情報の適法かつ適切な取り扱いの確保のため必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 本規程における用語の定義は、特に定めのない限り、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第2条各項の定めるところによる。

#### (適用)

第3条 本規程は、支部・地区及び都道府県部会における個人情報の取扱に関して適用する。

### 第2章 管理体制

#### (支部・地区における責任者)

第4条 支部・地区における個人情報の取扱いの責任者は、支部長とする。

2. 支部長は、個人情報保護管理者（本法人の個人情報管理規程第17条にいう個人情報保護管理者をいう。）として、自らの支部・地区に所属する者及び支部・地区の業務に従事する者による個人情報の取扱い並びに支部に属する都道府県部会の部会長による個人情報の管理につき、責任を負うものとする。
3. 支部長は、自らの支部・地区又は支部に属する都道府県部会における個人情報の取扱いに関して個人情報保護担当役員から指示があった場合は、これに従わなければならない。

#### (都道府県部会における責任者)

第5条 都道府県部会における個人情報の取扱いの責任者は、都道府県部会長とする。

2. 都道府県部会長は、自らの都道府県部会に所属する者及びその業務に従事する者による個人情報の取扱いにつき、責任を負うものとする。
3. 都道府県部会長は、自らの都道府県部会における個人情報の取扱いに関して個人情報保護担当役員（本法人の個人情報管理規程第17条にいう個人情報保護担当役員をいう。以下同じ。）又は支部長から指示があった場合は、これに従わなければならない。

(個人情報の管理)

- 第6条 支部長及び都道府県部会長は、本規程に従い、その支部・地区又は都道府県部会長が取り扱う個人情報の所在、内容、利用者、規模等を把握し、個人情報の適正な取扱いを維持し、適切に管理しなければならない。
2. 支部長及び都道府県部会長は、自らの支部・地区及び都道府県部会において個人情報の漏洩等の事故が発生した場合もしくは本規程の違反があった場合またはそれらの疑いが生じた場合は、直ちにその旨を個人情報保護担当役員に報告し、指示を求めなければならない。
  3. 都道府県部会長は、自らの都道府県部会において個人情報の漏洩等の事故が発生した場合もしくは本規程の違反があった場合またはそれらの疑いが生じた場合は、個人情報担当役員に対する前項の報告に併せて、支部長に対してもその旨を報告しなければならない。
  4. 個人情報保護担当役員は、第2項に基づく報告を受けた場合には、支部長又は都道府県部会長に対して以下の事項に関して必要な措置を講じることを指示するものとする。
    - (1) 被害の拡大防止
    - (2) 事実関係の調査及び原因の究明
    - (3) 影響範囲の特定
    - (4) 再発防止策の検討及び実施
    - (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
    - (6) 事実関係及び再発防止策等の公表

(個人情報の取扱いの決定)

第7条 支部・地区及び都道府県部会における個人情報の基本的取扱いに関しては、支部長又は都道府県部会長がその適否を判断し、例外的取扱いに関しては、個人情報保護担当役員にその適否の判断を求めるものとする。

(個人情報の取扱い状況の報告)

- 第8条 都道府県部会長は、個人情報保護担当役員が定めるところにより、その都道府県部会における以下の事項を支部長へ報告しなければならない。
- (1) 個人情報の利用目的
  - (2) 個人情報が記載又は記録された媒体の管理の状況
  - (3) 個人情報データベース等の作成状況
  - (4) 第三者に対する個人情報の取扱いの委託状況
  - (5) 個人情報の漏洩その他の事故の発生状況
  - (6) 第1号から前号に掲げるもののほか、個人情報保護担当役員が定めた事項

2. 支部長は、個人情報保護担当役員が定めるところにより、その支部・地区における前項各号に掲げる事項及びその支部に所属する都道府県部会における個人情報の管理状況を、個人情報保護担当役員へ報告しなければならない。

### 第3章 運用

#### 第1節 個人情報の取扱いの原則

(管理原則)

第9条 個人情報は、本規程に従い適切に分類・管理し、その重要度に応じて適切に取得、移送、利用、保管、廃棄されなければならない。

(利用目的の特定)

第10条 支部・地区及び都道府県部会は、個人情報を取り扱うにあたり、利用目的をできる限り特定しなければならない。

2. 前項の利用目的は、個人情報保護に関する基本方針に定める本法人における個人情報の利用目的の範囲内のものでなければならない。
3. 支部・地区及び都道府県部会は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。利用目的の範囲内か否かが不明な場合は、都度、個人情報保護担当役員に判断を求めなければならない。
4. 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### 第2節 個人情報の取得

(適正な取得)

第11条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(個人情報の取得の禁止)

第12条 支部・地区及び都道府県部会において、要配慮個人情報はこれを取得してはならない。

(本人から直接個人情報を取得する際の措置)

第13条 申込書・アンケート・契約書等、書面（電子メール、支部・地区又は都道府県部会のホームページへの記入その他の方法により取得する電磁的記録を含む）により本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対してあらかじめ利用目的を明示しなければならない。但し、下記各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 人の生命、身体または財産その他の権利利益を保護するため必要な場合
- (2) 支部・地区又は都道府県部会の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国または地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

### 第3節 個人情報の管理

(個人情報データベース等を作成する場合の措置)

第14条 支部・地区又は都道府県部会において個人情報データベース等を作成する場合には、以下の事項を内容とする台帳を作成しなければならない。

- (1) 個人情報データベース等の作成目的
- (2) 個人情報データベース等に含まれる個人情報の種別
- (3) 個人情報データベース等の存在形式、保管場所及び保管方法
- (4) 個人データの漏洩防止のために講じる措置の内容
- (5) 個人情報データベース等の管理責任者及び個人情報データベース等を取り扱うことができる者の氏名

2. 支部長及び都道府県部会長は、前項の台帳の内容が正確かつ最新の状態を保つよう必要な措置を講じなければならない。

(安全管理措置)

第15条 支部・地区及び都道府県部会においては、以下の各号に従って適切に個人情報を取り扱わなければならない。

- (1) 個人情報が記載又は記録された媒体は、施錠できる場所への保管又はパスワードの設定、その他散逸、紛失又は漏洩を防止するために必要な措置を取らなければならない。
- (2) 情報機器は適切に管理し、利用権限のない者に使用させてはならない。
- (3) 個人情報を含む文書又は電磁的記録であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄し又はその記録を消去しなければならない。
- (4) 個人情報を含む文書の廃棄は、シュレッダー裁断、焼却、溶解等により、完全に抹消しなければならない。
- (5) 個人情報を含む文書を持ち運び又は郵便その他の方法で他へ移送するときは、事故を防止するための適切な方法及び手順によらなければならない。
- (6) 個人情報を含む文書は、みだりに複写してはならない。

(従事者等の監督)

第16条 支部長及び都道府県部会長は、自らの支部・地区又は都道府県部会に属する者及びその業務に従事する者に対し、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2. 支部長又は都道府県部会長は、自己の支部・地区又は都道府県部会に属する者又はその業務に従事する者に支部・地区又は都道府県部会が保有する個人情報を取り扱わせるにあたっては、個人情報の保護及び適正な取扱いに関する誓約書を提出させなければならない。

(委託先の監督)

第17条 支部長又は都道府県部会長は、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者へ委託する場合は、その取扱いを委託した個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2. 支部長又は都道府県部会長は、前項の委託を行うにあたっては、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託先における個人情報の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定すること
- (2) 委託先との間で次の事項を含む契約を締結し、かつその契約が遵守されていることを確認すること
  - ① 委託先が個人情報を適法かつ適切に取扱うこと（個人情報に対する人的、物理的、技術的な安全管理措置を委託先が講じることを含む）
  - ② 委託先が個人情報に関する秘密保持義務を負うこと
  - ③ 委託先が委託した業務以外の目的で個人情報を利用してはならないこと
  - ④ 事前かつ書面による本法人の同意なく個人情報の取扱いを再委託してはならず、再委託を行う場合には委託先が再委託先と連帯して本法人に対する責任を負うこと
  - ⑥ 個人情報の漏洩その他の事故が生じた場合には委託先が漏洩拡大の防止その他の措置を取り、かつ本法人に対して損害賠償責任を負うこと
  - ⑦ 委託契約が終了する場合には、委託先が保管する個人情報が記載又は記録された媒体を返却し、抹消し又は廃棄すること

(第三者提供の禁止)

第18条 支部・地区又は都道府県部会においては、前条に基づきその取扱いを委託する場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならない。

#### 第4節 開示・変更・利用停止等の請求の対応

(保有個人データの開示請求等への対応)

第19条 支部・地区又は都道府県部会に対して、本人から、保有個人データの開示、訂正、追加若しくは削除又は利用停止の申出があったときは、支部長又は都道府県部会長は直ちに個人情報保護担当役員へ報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第5節 苦情処理

(苦情の処理)

第20条 支部・地区に対して、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、支部長は直ちに個人情報保護担当役員へ報告し、その指示を受けなければならない。

2. 都道府県部会に対して、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、都道府県部会長は直ちに支部長へ報告し、その指示を受けなければならない。

3. 前項の場合において、支部長は、都道府県部会からの報告の内容、都道府県部会に対する指示の内容その他苦情処理の状況を個人情報保護担当役員へ報告しなければならない。

#### 第4章 その他

(従事者等の義務)

第21条 支部・地区又は都道府県部会に所属する者又はその業務に従事する者は、本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した場合、支部・地区にあつては支部長に、都道府県部会にあつては都道府県部会長に、その旨を報告しなければならない。

(処分)

第22条 本法人は、本規程に違反した会員及び従事者に対して、厳正な処分を行う。

(改廃)

第23条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

#### 附 則

1. 本規程は、2020年12月7日より実施する。